

## 五代目工藤會総本部事務所撤去に関する合意について

11月12日、本市、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター、本部事務所の所有者である有限会社ソーメイ興産及び五代目工藤會は、工藤會総本部事務所の撤去及び売買代金の管理、処分等について合意した。

また、次表のとおり、左欄の合意書等を右欄の当事者同士で契約した。

基本合意書	北九州市・県暴追センター・ソーメイ興産・五代目工藤會
土地売買契約書	県暴追センター・ソーメイ興産
土地売買契約書	県暴追センター・転売先
弁済等委託契約書	県暴追センター・ソーメイ興産

### 1 主な合意内容

今回の基本合意書、売買契約書等の締結で合意した主な内容は、以下のとおり。

- (1) ソーメイ興産は、建物等を撤去し、更地として整地したうえで、県暴追センターへ引き渡す。
- (2) 売却代金は1億円。
- (3) 本件土地の売買にかかる必要経費（解体工事費等）は約6000万円。
- (4) 被害者への損害賠償に充てる剰余金は約4000万円。
- (5) ソーメイ興産は、剰余金を県暴追センターへ預託する。

### 2 今後のスケジュール

- (1) 所有者側が建物等の撤去を開始し、令和2年2月末までに更地として整地する。
- (2) 建物等が撤去され土地が更地となり、整地されたことを確認した後、土地の引渡し及び所有権を移転する。

### 3 解体工事について

11月15日に解体工事に着手。来週から建物の解体が始まる予定。

## 工藤會総本部事務所撤去に係る「基本合意書」の概要について

1. 締結日 令和元年11月12日（火）
2. 締結者 北九州市、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター、  
有限会社ソーメイ興産、五代目工藤會

### 3. 合意の概要

#### (1) 目的

ソーメイ興産が建物等を撤去し、土地を更地として整地したうえで、県暴追センターに売却することや、売買代金から必要経費を除いた剰余金を、工藤會らが損害を与えた被害者に対する賠償に充てること、剰余金はソーメイ興産が県暴追センターへ預託し、被害者への支払い等を委託することを目的とする。

#### (2) 合意書の内容

##### ア 土地の更地化・引き渡し

- ・ソーメイ興産は、令和2年2月末までに建物等（埋設物を含む）をすべて撤去し、更地として整地する。
- ・北九州市・県暴追センターによる整地確認後、県暴追センターへ土地を引き渡す。

##### イ 売買代金（1億円）

- ・ソーメイ興産は、本件土地を1億円で県暴追センターへ売却する。

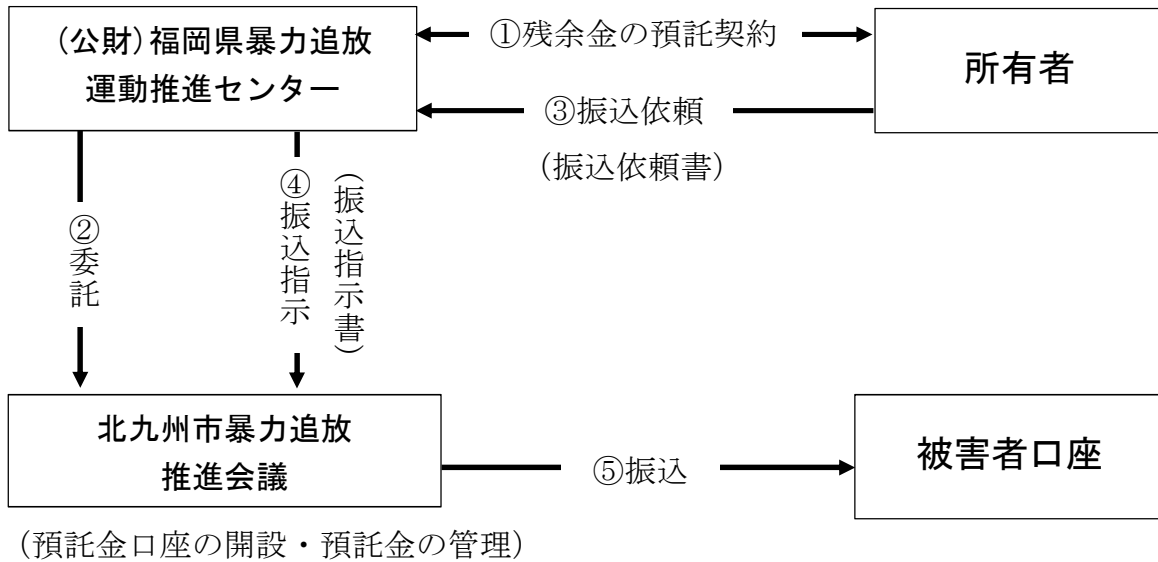
##### ウ 必要経費（約6,000万円）

- ・必要経費は、建物等の解体・撤去費、公租公課、弁護士報酬、土地の鑑定・測量費等とし、金額及び支払先を予め確定する。
- ・必要経費は、県暴追センターが直接支払先へ支払いを行う。
- ・実際にかかった経費の額が予定額を下回った場合は、その差額を剰余金へ充てる。
- ・実際にかかった経費の額が予定額を上回った場合でも、増額は認めない。  
（ただし、本件土地に関し、または本件土地の売買契約に伴い発生する公租公課で、北九州市が承諾した場合は加算することができる。）

##### エ 剰余金（約4,000万円）の預託・支払い

- ・剰余金は、売買代金から必要経費を控除した額とする。
- ・ソーメイ興産は、剰余金を県暴追センターに預託し、工藤會らが損害を与えた被害者に対する賠償金の支払いを同センターへ委託する。

## 被害者賠償スキーム図



- ①売買契約で生じた残余金（賠償金充当額）の預託契約を、（公財）福岡県暴力追放運動推進センターと所有者で締結する。
- ②残余金の預かり口座の開設、保管、振込等の事務は、北九州市暴力追放推進会議に委託する。
- ③和解又は判決等で賠償額が確定した後、所有者は（公財）福岡県暴力追放運動推進センターに、預託金の払戻し請求と振込依頼を行う。
- ④所有者の依頼に基づき、（公財）福岡県暴力追放運動推進センターは北九州市暴力追放推進会議へ振込指示を行う。
- ⑤北九州市暴力追放推進会議は、（公財）福岡県暴力追放運動推進センターからの指示に従い、指定された口座に振り込む。

## 五代目工藤會総本部事務所撤去推進事業に関するこれまでの経緯

- ・ H30. 12 月上旬      **【事務所撤去事業の推進方針の決定（北九州市）】**  
市長などへ撤去事業の推進方針を確認
  
- ・ H30. 12. 20（木）      **【事務所の差押手続完了】**  
五代目工藤會総本部事務所撤去推進事業庁内プロジェクト  
チーム発足
  
- ・ H31. 1. 7（月）      **【第 1 回目交渉】**  
所有者側代理人から、
  - ・ 所有者、五代目工藤會、五代目工藤會総裁野村氏は売却を了承している。
  - ・ 売却は（民間は無理なので）北九州市購入を希望している。
  - ・ 今後、前向きに交渉をしていただきたい。との意向を確認する。  
※ 以降 1 3 回交渉
  
- ・ R元. 09. 25(水)      **【覚書の締結】**  
北九州市、暴追センター、所有者側及び五代目工藤會が覚書について合意し、締結をする。
  
- ・ R 元. 11. 12(火)      **【五代目工藤會総本部事務所撤去に関する合意】**  
北九州市、県暴追センター、所有者及び五代目工藤會の間で、基本合意書、土地売買契約書、弁済等委託契約書に関して合意し、締結する。